平成２３年（フ）第５４３号
新潟市東区藤見町１丁目15番２―22号
債務者　笹川　太一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４５号
新潟市中央区京王３丁目５番33号　京王ビル302号、前住所新潟市中央区姥ヶ山５丁目15番５号　プラドール桜ヶ丘A101号
債務者　大竹美佐男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目56番地の５
債務者　西島　慎也
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６２号
大阪府貝塚市久保80番地１棟306号
債務者　森江　慶匡
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
大阪府阪南市石田600番地の６―32棟303号
債務者　野口サナ枝
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７２号
大阪府岸和田市大町１丁目13番１―105号、住民票上の住所大阪府高石市東羽衣１丁目17番１―305号
債務者　波間　愛美（旧姓坂本・市橋）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７５号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番７―1110号
債務者　渡邊　美和
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番７―1007号
債務者　萩原　良昌
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
大阪府貝塚市永吉６番地18ラッキービレッジ202号、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野2654番地
債務者　嶋田　勝久
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
大阪府貝塚市永吉６番地18ラッキービレッジ202号
債務者　嶋田　美子（旧姓岸邉）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８５号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目502番地
債務者　義本千恵美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
大阪府岸和田市土生町1279番地太平ハイツ102号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目27番60―203号
債務者　杉浦　博美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１関空泉南ハイツⅡ―606号、前住所大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１関空泉南ハイツⅠ―310号
債務者　牛谷　友里（旧姓竿下）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９０号
大阪府泉大津市東助松町３丁目１番９号ロイヤルシャトー201号、前住所大阪府泉大津市助松団地３番28―503号
債務者　豊島　真弥
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９６号
大阪府泉佐野市鶴原502番地６―301、前住所大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番13―306号
債務者　兼田真由美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７９７号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２―１―２棟308号、住民票上の住所大阪府岸和田市下松町972番地
債務者　北野　文子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８００号
大阪府貝塚市馬場11番地６
債務者　西村由美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係